

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧			新		
第2 網改造料			第2 網改造料		
1-1 網改造料の対象となる機能			1-1 網改造料の対象となる機能		
区 分		備 考	区 分		備 考
(1)～(64)	(略)	(略)	(1)～(64)	(略)	(略)
(65)	特定サービスを利用する通信を識別して接続する機能		(65)	加入者交換機において、当社又は協定事業者の特定サービス（音声応答装置を利用するサービスをいいます。）を利用する通信を識別し、当該サービスを提供する電気通信事業者の音声応答装置へ接続する機能	
<p>附 則（平成23年9月30日東相制第11-0075号） <u>この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。</u></p>					